

平成27年1月30日

つくばみらい市長 片庭 正雄 様

つくばみらい市特別職報酬等審議会

会長 中 島 道 博



つくばみらい市議会議員の議員報酬等の改定に関する答申について

つくばみらい市特別職報酬等審議会条例に基づき、平成26年12月16日、市長より当審議会に対して、つくばみらい市議会議員報酬の額について諮問がなされた。

これを受け、当審議会においては、多面的な観点から協議検討を行い、慎重に審議した結果、本日、答申を行うものである。

記

1 市議会議員の報酬月額

役職名	改定答申額	現行額	差 額	改定率
議 長	392,000 円	330,000 円	62,000 円	18.79%
副議長	352,000 円	296,000 円	56,000 円	18.92%
議 員	331,000 円	278,000 円	53,000 円	19.07%

2 改定時期 平成27年4月1日

3 改定の理由

今回、つくばみらい市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成26年7月11日付け、つくばみらい市議会議長及びつくばみらい市議会議会改革特別委員長連名による「議員報酬に関する要望書」が提出されたことにより、平成26年12月16日に市長から議員報酬の改定に関する諮問を受け開催した。

当審議会における議会議員の報酬の審議に当たっては、市議会議員としての職責に見合う額とすべきであり、さらに本市財政状況等を踏まえた上で、全国と同規模市における市議会議員の報酬額を比較検討し、また、近隣他市との均衡も考慮することが妥当であるとの認識に立った。そのような認識のもとで、報酬額について以下のとおり検討を行った。

平成15年4月の改定から、12年が経過しようとしているが、この間における経済情勢は、低い経済成長と長引くデフレによる景気の停滞期を経て、緩やかに回復しており、上向き若しくは横ばいの状況にある。

市の財政状況においては、中長期に渡る財政計画に基づき健全財政の堅持に向けて取

り組みを行っており、財政健全度を図る各指標もほぼ横ばいの状態である。

また、一般職における給与改定の基礎となる人事院勧告に目を向けてみると、本年度勧告で、7年ぶりに月例給及び勤勉手当に増額改定（平均プラス0.3%）がなされたところである。

これらを念頭に、各委員の忌憚のない意見の交換と慎重なる審議を尽くした。

議員報酬は、地方自治法の制度上、労働の対価であり、生活給ではないと位置付けられている。しかし、昨今の地方議会議員に求められるものは、単に市民と行政の架け橋や行政の監視役といったもののみではなく、地方分権時代を迎え、地方分権推進による行政の守備範囲の拡大や地方自治の自立と地域の特性を活かした地方創生及び、多様化する市民の要望・期待に応え、責任が果たし得る質の高い議員活動である。そのためには、「議員職」を専門化し、議員の専門職としての職務を遂行することが肝要であり、報酬についても生活給的な要素も加味し、一定の水準に適正化することも必要ではないかとの考え方がある。

また、委員からの意見として、議員活動の内容が見えにくく、報酬額に見合った活動をしているのかどうか判断できない、本当に市民に向き合った議員活動や行動、役割が果たしているのか疑問である等の指摘もあった。

報酬額の検討に当たり、県内各市の状況を確認したところ、当市議会議員の報酬額は、32市中29番目に位置していた。人口規模、近隣市、平成17年度以降に合併した各市、財政力の類似市、予算規模の類似市あるいは全国における5万人未満の市議会議員の平均報酬額等、様々な資料を参考に検証を行った結果、以下の結論に至った。

TX沿線に位置するつくばみらい市の人口は、増加の一途を辿っており、今後の発展性を考慮すると、議員活動は、今後も一層、議員一人ひとりの活躍と議会活動の活性化が期待される状況である。そのような中で、議員報酬については、先に記したとおり、「議員職」に専門的に取り組み、自己研鑽を積むことによって、執行部が提案した内容に対する対案や政策条例案等が提出できる位の知識と識見を身に付けられるよう、議員活動をより一層充実したものとするため、一定の水準に適正化を行うこととした。

なお、改定額については、人口規模が類似している県内各市及び予算規模が類似し、尚且つ隣接している守谷市を加えた10市の平均報酬額を参考として、上記「改定答申額」とした。

【附帯意見】

議員報酬額を審議するに当たって、本来は議員個人の活動内容を評価し、その成果を見極める必要があるが、現状の「議会だより」等だけでは、適正な評価をするだけの情報がない。今後は、更に議会改革を断行するとともに、議会全体が議員活動を広く市民へ積極的かつ分かりやすい情報発信を推進していただきたい。

また、政務活動費（政務調査費）については、現在、つくばみらい市政務調査費の特別に関する条例により支給を停止している状況である。本来、政務活動費（政務調査費）は、議員活動を活性化する際の根本となるものであり、今後の政策立案、重要課題の審議等の事前の調査活動に対して支出されるものである。一方では、その用途については市民の関心が高いところではあるが、外部監査等により透明性と公平性を確保しつつ、

政務活動費を活用した、政策形成グループ（会派等）による勉強会や研究会を実施し、議員間で切磋琢磨することにより「議員職」のスキルアップに繋げる試みや、自らの議員活動を広く市民に報告することに利用する等、議員の調査・研究活動のさらなる活性化の一助とすることも、十分協議・検討をしていただくよう要望する。

4 審議日程

回 数	開 催 日	内 容
第 1 回	平成 26 年 12 月 16 日	・委員の委嘱について ・会長の選出，会長職務代理者の指定 ・諮問 ・提出資料の説明及び質疑，審議
第 2 回	平成 26 年 12 月 25 日	・追加資料の説明及び質疑，審議
第 3 回	平成 27 年 1 月 15 日	・答申（案）の審議
答 申	平成 27 年 1 月 30 日	・市長へ答申

《審議に際して提出された資料》

1. 県内各市議会の議員定数・報酬等について（32市）
2. 県内各市議会の議員定数・報酬等について（人口規模が類似している市）
3. 県内各市議会の議員定数・報酬等について（近隣市）
4. 県内各市議会の議員定数・報酬等について（平成17年度に合併した市）
5. 県内各市議会の議員定数・報酬等について（財政力指数が類似している市）
6. つくばみらい市の財政力指数
7. 議員報酬の経過
8. 県内各市の予算規模及び市議会議員の報酬等の状況
9. 県内各市の議員報酬に係る市民1人当たりの額
10. 特別職の給与及び一般職の最高級号給
11. つくばみらい市政務調査費の特例に関する条例（写）
12. 県南及び類似市の議会開催状況（平成25年）
13. 県内各市議会の報酬改定状況について
14. 平成26年度市議会の活動に関する実態調査結果
15. 市議会議員報酬に関する調査結果（全国の同規模市）
16. 地域手当の支給基準について
17. 人口規模及び予算規模が同等の県内市議会議員の平均報酬月額